

(原産国名)

第8条 規約第4条第8号に規定する「原産国名」とは、当該化粧品を製造した事業所の所在する国の名称とする。

2 前項に規定する「製造」には、次に掲げる行為は含まれないものとする。

- (1) 化粧品にラベルを付け、その他表示を施すこと
- (2) 化粧品に外装を施すこと。
- (3) 化粧品を単に詰め合わせ、又は組合せること。